

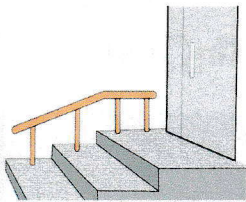
介護保険を使った住宅改修費の支給について

要支援・要介護の認定を受けてご自宅で生活している方が、事前に届け出をして、住宅の改修工事を行うと、工事が終わったあとに申請することで、かかった費用の一部が介護保険から支給されます。

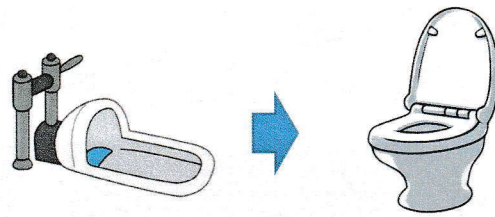
1 支給対象となる住宅改修の種類

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) (1) から (5) までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住宅改修の一例



手すりの取り付け



洋式便器等への便器の取替え

2 支給額

対象工事費の9割～7割

利用者の負担割合（1割～3割）については、「介護保険負担割合証」で確認してください。

3 支給限度基準額

同一の住宅につき20万円

4 留意事項

- ・必ず工事着工前に届出を行ってください。着工後の届出は受付ができません。
- ・担当の介護支援専門員などが必要と認めた工事のみ支給対象となります。理由書に記載のない工事は支給対象となりません。

※詳しくは、福山市介護保険課のHPでご確認ください。

*ご不明な点は、包括支援センター野上または担当ケアマネージャーにご相談ください。

認知症サポーター養成講座開催

6月5日（木）福山市立霞小学校の6年生35名が認知症について学び、KIDSサポーターになりました！

認知症キャラバン
マスコットキャラクター「ロバ隊長」



【声かけの3つのポイント】

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

などの話を行った後に、ひとり歩き役の人に声かけをするロールプレイを行いました。

◆ 感想 ◆

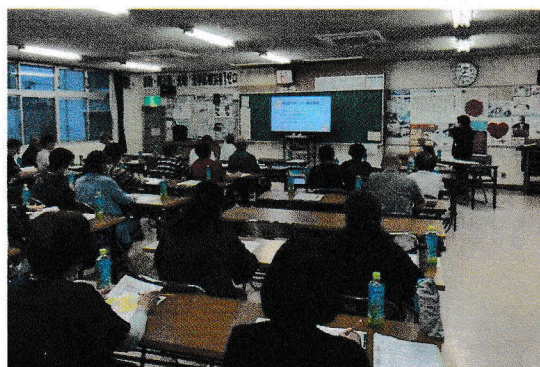
- ・ 認知症になっても気持ちや感情は残っているとわかった。
- ・ 認知症の人は大変だとわかったので助けてあげたいと思った。
- ・ 認知症のことを知らなかったら、もし自分のおじいちゃんやおばあちゃんが認知症になった時に困ったと思うので今回勉強できてよかった。



6月12日（木）光学区のすばる光サロンボランティアの会、福祉を高める会34名が受講され、認知症サポーターが誕生しました。

◆ 感想 ◆

- ・ 人に優しく接することを地域みんなでできるといいなと思いました。
- ・ 家族だけで抱え込まない。
- ・ 認知症の人への関わりに迷いがあったが、講座を受けて自分なりに声をかけてみようと思った。
- ・ ひとりで悩まず、アドバイスをもらえる場所が必要だと思いました。



地域の皆様へ

認知症について理解を深めて応援する認知症サポーター養成講座を随時開催しています。ご依頼をお待ちしています。

認知症に関するお問い合わせ

福山市地域包括支援センター野上 ☎（084）921-0210 担当：福江